

基本指針への記述のポイント（案）

- ① 施設入所者の地域生活への移行 1
- ② 入院中の精神障害者の地域生活への移行 5
- ③ 障害者の地域生活の支援 9
- ④ 福祉施設から一般就労への移行 11
- ⑤ 支援の質の向上 14
- ⑥ 計画相談支援 15
- ⑦ 障害児支援 19

④ 福祉施設から一般就労への移行：基本指針への記述のポイント（案）

- * 現行指針では、福祉施設から一般就労への移行に関しては、福祉施設の利用者のうち就労移行支援事業を利用する者の割合の増加、就労継続支援事業の利用者のうち A 型を利用する者の割合の増加等为目标に定めている。新しい指針では、具体的な成果目標について直近の状況等を踏まえて見直しを行う等の改正を行うこととしたい。

1. 第一「基本的事項」において記載する事項

- 福祉施設から一般就労への移行については、従前から、基本指針第一の二の 4 において「就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大する」と記載されており、新たな基本指針でも踏襲する。

2. 福祉施設から一般就労への移行の方向性等として記載する事項

(1) 成果目標について

- 現在の基本指針では、
- ・ 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成 26 年度中に一般就労に移行する者が、平成 17 年度の一般就労への移行実績の 4 倍以上とすることが望ましいこと
 - ・ 平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち 2 割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成 26 年度末における就労継続支援事業の利用者のうち 3 割以上の者が就労継続支援（A 型）事業を利用することを目指すこと

とされている（*福祉施設利用者数については、施設入所者からの地域生活への移行と同様に、障害児入所施設への入所者のうち 18 歳以上になっている者（継続入所者）を除く）。新しい基本指針では、直近の状況等を踏まえて次のとおり見直しを行うこととしたい。

※ 当該目標に係る「福祉施設」の範囲

就労移行支援事業、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）

① 福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者の増加割合

- 平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とすることが望ましいものとする。

(考え方)

福祉施設から一般就労への移行実績における直近の伸びを考慮して、平成 24 年度以降、毎年 2 千人（平成 22 年度から平成 23 年度の増加数）増加するものとして推計すると、平成 29 年度は 18,501 人（平成 24 年度は 8,501 人）となり、平成 24 年度から平成 29 年度の伸びは約 2 倍となる見込み。よって、自治体の第 4 期障害福祉計画策定時点で把握可能な平成 24 年度実績から 2 倍以上とすることを旨とするもの。

② 就労移行支援事業の利用者の増加

- 平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末の利用者数から 6 割以上増加させることが望ましいものとする。

(考え方)

平成 24 年度末実績(26,426 人)から過去 5 年実績による平均増加率は約 14% 増となっており、平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者の推計は、49,885 人となるため、自治体の障害福祉計画策定時点で把握可能な平成 25 年度末の利用者数と比較して 6 割以上増加することを旨とするもの。

③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加

- 平成 29 年度末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることが望ましいものとする。

(考え方)

就労移行率が 3 割以上の事業所の平成 23 年度実績 (27.1%) から過去 5 年実績による平均増加率は 2.6% 増となっており、平成 29 年度の就労移行率の推計は 42.7% となるため、一般就労が進んでいる事業所が全体の 5 割以上となることを旨とするもの。

(2) 活動指標について

- 従来、目標として設定していた事項については、整理した上で、成果目標を達成するための活動指標を次のとおり設定する。

- ① 就労移行支援事業の利用者数
- ② 就労移行支援事業等からの就労移行者数
(就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型)
- ③ 公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設の利用者の支援件数
- ④ 障害者の多様な委託訓練事業の受講者数
- ⑤ 障害者試行雇用事業の開始者数
- ⑥ 職場適応援助者による支援の対象者数

⑦ 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数

※ 就労移行支援事業の利用者数については、成果目標として設定しているが、障害福祉サービスの1つとして定期的な分析・評価が可能であることから、活動指標の1つとしても扱うものとする。

※ 福祉施設からの就労移行者数については、事業別に把握していくことも必要であるため、活動指標の一つとして扱うものとする。

※ 公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数は、平成24年度実績(7,406人)が第3期障害福祉計画の目標値の95.3%の水準にあり、連携は進んでいると考えられるため、③の目標に変更する。

※ 就労継続支援A型事業の利用者数に係る目標について、平成26年度推計では、全体の目標を達成する見込みであるため、新しい指針では成果目標とはしないが、自治体間でバラツキもあることから、日中活動系サービス確保の一環としても、活動指標としての見込量の設定に当たって地域の雇用情勢等も勘案して必要なサービス量を見込むことを定める。

(第3期障害福祉計画における推計)

平成26年度の目標が全体で14.5%に対し、平成26年度推計では15.0%の見込み。都道府県別に見ても、30自治体で県自らが定める目標を達成する見込みである。

○ 以下に掲げる活動指標の利用者数や利用量を見込む際には、当該成果目標を踏まえて設定すること。また、中間評価等においては、上記活動指標を含めた活動指標ごとの実績を把握し、成果目標の達成状況の評価・分析を行うこと。

| 考慮すべき事項 類型 | 現に利用している者の数 | 障害者等のニーズ | 平均的な一人当たり利用量 | 施設入所者の地域生活への移行(成果目標) | 入院中の精神障害者の地域生活への移行のうち地域生活への移行後に当該サービスの利用が見込まれる者の数 | 福祉施設利用者の一般就労への移行者数(成果目標) |
|------------------|-------------|----------|--------------|----------------------|---------------------------------------------------|--------------------------|
| 就労移行支援の利用者数、利用日数 | ○ | ○※1 | ○ | ○ | ○ | ○ |

※1：特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数を含む